

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.008

処 分 名	私道の変更又は廃止の制限
処 分 の 概 要	私道の変更又は廃止によってその道路に接する敷地が法第 43 条の接道義務に抵触することとなる場合は、特定行政庁は、法 9 条に基づく一般の違反是正命令に準じた手続きで私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 45 条第 1 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(私道の変更又は廃止の制限)

**第四十五条** 私道の変更又は廃止によつて、その道路に接する敷地が第四十三条第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合においては、特定行政庁は、その私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限することができる。

2 省略

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋